



平成 22 年 12 月 24 日

## 低所得世帯への簡易なチューナー給付支援の拡大について

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（本社：東京都豊島区 代表取締役社長：大木 一夫）が、総務省の受信機器購入等支援事業として運営している「総務省 地デジチューナー支援実施センター」（以下、センターという。）は、世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯（以下、「非課税世帯」という。）に対する新たな支援（以下、「非課税世帯支援」という。）の申込受付を平成 23 年 1 月 24 日から開始します。

この支援は、地上デジタル放送未対応の非課税世帯に対して、地上デジタル放送を視聴するために必要な最低限の機器として簡易な地上デジタル放送対応チューナー（以下、「簡易なチューナー」という。）1 台を無償給付するものです。

また、現在実施中のNHKの放送受信料が全額免除となっている世帯に対する支援（以下、「NHK放送受信料全額免除世帯支援」という。）の申込期限を平成 23 年 7 月 24 日まで延長（※）し、引き続き申込受付を実施します。

（※）4 月 1 日以降の支援については、平成 23 年度予算成立が前提です。

### 1. 非課税世帯支援の概要（別紙やセンターのホームページもご覧ください。）

#### （1）申込受付期間

平成 23 年 1 月 24 日～同年 7 月 24 日（消印有効）（※）

（※）4 月 1 日以降の支援については、平成 23 年度予算成立が前提です。

#### （2）支援対象世帯

地上デジタル放送未対応の非課税世帯

#### （3）支援の内容

① 簡易なチューナー 1 台を無償給付（配送のみ）

② 簡易なチューナーの設置方法と操作方法の電話サポート（注 1）

（注 1）簡易なチューナーの設置やアンテナの工事などが必要な場合の対応は、ご自身で行ってください。

(4) 申込方法

- ① 申込書に「世帯全員が記載された住民票の写し」「世帯全員分の市町村民税非課税証明書」を添付して、申込書に同封の返信用封筒で郵送してください。
- ② 申込書は、センターのホームページでお申込みいただければ入手できます。また、インターネットが利用できる環境にない世帯は、(5)の非課税世帯支援用の問い合わせ先に電話やFAXでご連絡いただければ郵送します。なお、お近くの市区町村やNHKの窓口にも置いてある場合があります。(注2)  
(注2) 申込書の配布は、平成23年1月中旬を予定しています。

(5) 支援に関する問い合わせ先・申込先(注3)

総務省 地デジチューナー支援実施センター

<http://www.chidejishien.jp>

電話番号：0570-023724

FAX：043-302-0284

電話番号が利用できない場合は：043-332-2525

平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

(注3) 上記の問い合わせ先は、平成23年1月5日午前9時からご利用いただける予定です。

お問い合わせが集中した場合、つながりにくくなる場合があります。

(6) NHKの放送受信契約に関する問い合わせ先(注4)

NHK ふれあいセンター

<http://www.nhk.or.jp/jushinryo>

電話番号：0570-077077

FAX：045-522-3044

電話番号が利用できない場合は：050-3786-5003

平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

(注4) 年末年始(12/31～1/3)はご利用いただけません。

## 2. NHK放送受信料全額免除世帯支援について

(1) 申込期限の延長について

平成22年12月28日を締切りとしていましたが、平成23年7月24日まで延長します(4月1日以降の支援については、平成23年度予算成立が前提です。)

(2) 支援に関する問い合わせ先(注5)

総務省 地デジチューナー支援実施センター

<http://www.chidejishien.jp>

電話番号：0570-033840

FAX：044-966-8719

電話番号が利用できない場合は：044-969-5425

平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

(注5) 年末年始(12/29～1/3)は午前9時～午後5時

お問い合わせが集中した場合、つながりにくくなる場合があります。

(3) NHKの放送受信料全額免除に関する問い合わせ先(注6)

NHK ふれあいセンター

<http://www.nhk.or.jp/jushinryo>

ダイヤル：0570-000588

FAX：045-522-3044

ダイヤルが利用できない場合は：050-3786-5109

平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

(注6) 年末年始(12/31～1/3)はご利用いただけません。

<本報道発表の問い合わせ先>

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー内

総務省 地デジチューナー支援実施センター

担当：中島(栄)・齊藤

電話：03-5217-9114 FAX：03-3985-7229

# 地上デジタル放送受信のための支援について

地上デジタル放送を視聴するには…

本年(平成23年)7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了します。

地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送に対応しているテレビに換えるか、現在ご利用中のアナログテレビに外付けの地上デジタル放送対応チューナーなどをつなぐ必要があります(ケーブルテレビなどをご利用の場合は異なる場合があります)。

## どのような支援ですか？

地上デジタル放送がまだ視聴できない市町村民税非課税世帯に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナー(以下、「簡易なチューナー」)1台を無償で給付する支援を新たに行います。

## 誰が支援を受けられるのですか？

支援の対象は「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」です。

※NHKと放送受信契約を結んでいない場合は、支援の申込後に速やかにNHKと放送受信契約を結んでください。

※既に地上デジタル放送を視聴できる世帯は、支援を受けられませんのでご注意ください。

▲NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯は、裏面をご覧ください。

詳しくは、下記の総務省 地デジチューナー支援実施センターまでお問い合わせください。

## 支援の内容は？

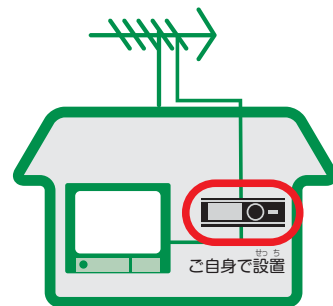
①簡易なチューナー(1台)を無償で給付します(※現物給付です。テレビは給付しません)。

→ 簡易なチューナーが1台あれば、現在ご利用中のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴できます。簡易なチューナー(1台)は、お住まいへ配送します。

※簡易なチューナー1台はご自身で設置してください。

※アンテナの工事などが必要な場合は、ご自身で行ってください。

②簡易なチューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。



## 申込期限

平成23年7月24日まで(消印有効)

※平成23年4月1日以降の支援については、平成23年度予算の成立が前提となっています。

※締切り直前になると申込が集中するおそれがありますので、お早めにお申込ください。

## 支援の申込方法は？

必要書類を添えて支援の申込書を総務省 地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

### 支援の申込書の 入手方法

①下記の総務省 地デジチューナー支援実施センターのホームページから入手できます。

②総務省 地デジチューナー支援実施センターへご連絡ください。ご希望の部数を送付します。

③支援の申込書は、各市区町村およびお近くのNHKの窓口にて用意している場合もあります。

## 市町村民税非課税世帯への支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター  
<http://www.chidejishien.jp>

ナビダイヤル: 0570-023724  
ナビダイヤルがご利用できない場合  
TEL: 043-332-2525  
FAX: 043-302-0284

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

## NHKの放送受信契約に関する問い合わせ先

NHK ふれあいセンター  
<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

ナビダイヤル: 0570-077077  
ナビダイヤルがご利用できない場合  
TEL: 050-3786-5003  
FAX: 045-522-3044

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時



## 悪質商法にご注意ください！

この支援による簡易なチューナーの給付について費用を請求することはありません。

テレビ調査員や工業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺(架空請求)を行ったりする例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

# 地上デジタル放送受信のための支援について

地上デジタル放送を視聴するには…

本年(平成23年)7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了します。

地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送に対応しているテレビに換えるか、現在ご利用中のアナログテレビに外付けの地上デジタル放送対応チューナーなどをつなぐ必要があります(ケーブルテレビなどをご利用の場合は異なる場合があります。)

どのような支援ですか？

地上デジタル放送がまだ視聴できないNHK放送受信料全額免除世帯に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナー(以下、簡易なチューナー)の無償給付(1台)などの支援を行っています。

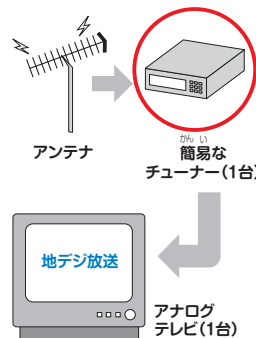
誰が支援を受けられるのですか？

右のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
  - ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
  - ③社会福祉施設に入所されている世帯
- ※既に地上デジタル放送を視聴できる世帯は、支援を受けられませんのでご注意願います。  
(共同受信施設などで平成21年4月以降に地上デジタル化工事を行った場合には、支援の対象となることがあります。)

支援の内容は？

- ①簡易なチューナー(1台)を無償で給付します(※現物給付です。テレビは給付しません。)  
→ 簡易なチューナーが1台あれば、現在ご利用中のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴できます。簡易なチューナー(1台)は、基本的にお住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。
- ②アンテナ工事などが必要な場合は無償で工事を行います。  
→ 簡易なチューナー(1台)の設置のみでは地上デジタル放送が視聴できない場合は、屋外アンテナなどの無償改修を行います。また、共同受信施設またはケーブルテレビで視聴している世帯の必要最低限の改修経費なども負担します。



申込期限

平成23年7月24日まで(消印有効)  
※平成23年4月1日以降の支援については、平成23年度予算の成立が前提となっています。  
※締切り直前になると申込が集中するおそれがありますので、お早めにお申込ください。

支援の申込方法は？

支援の申込書を総務省 地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

支援の申込書の  
入手方法

- ①総務省 地デジチューナー支援実施センターへご連絡ください。ご希望の部数を送付します。
- ②支援の申込書は、各市区町村およびお近くのNHKの窓口で用意している場合もあります。

NHK放送受信料全額免除世帯への支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター  
<http://www.chidejishien.jp>

ナビダイヤル: 0570-033840  
ナビダイヤルがご利用できない場合  
TEL: 044-969-5425  
FAX: 044-966-8719

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

NHKの放送受信契約や免除に関する問い合わせ先

NHK ふれあいセンター  
<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

ナビダイヤル: 0570-000588  
ナビダイヤルがご利用できない場合  
TEL: 050-3786-5109  
FAX: 045-522-3044

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時



悪質商法にご注意ください!

この支援による簡易なチューナーの給付について費用を請求することはありません。

テレビ調査員や工事業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺(架空請求)を行ったりする例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。